申請に必要な確定申告書類

- 確定申告書類が揃っていないケースが多く発生しています。
- 下表をご確認の上、お間違いの無いようご申請ください。

青色申告の方

- 確定申告書(第一表、第二表)
- 所得税青色申告決算書(1面、2面、3面、4面)
- 税務署の受付印がない場合は、「受付結果(受信通知)」または「納税証明書(その2 所得金額の証明書)」の写しを添付してください。
- 減価償却費が0円であり、青色申告書3面を作成していない場合は、その旨を書面にてご 提出ください。
- 青色申告特別控除額が10万円であり、青色申告書4面を作成していない場合は、その旨 を書面にてご提出ください。

白色申告の方

- 確定申告書(第一表、第二表)
- 収支内訳書(1面、2面)
- 税務署の受付印がない場合は、「受付結果(受信通知)」または「納税証明書(その2 所得金額の証明書)」の写しを添付してください。

決算期を一度も迎えていない方

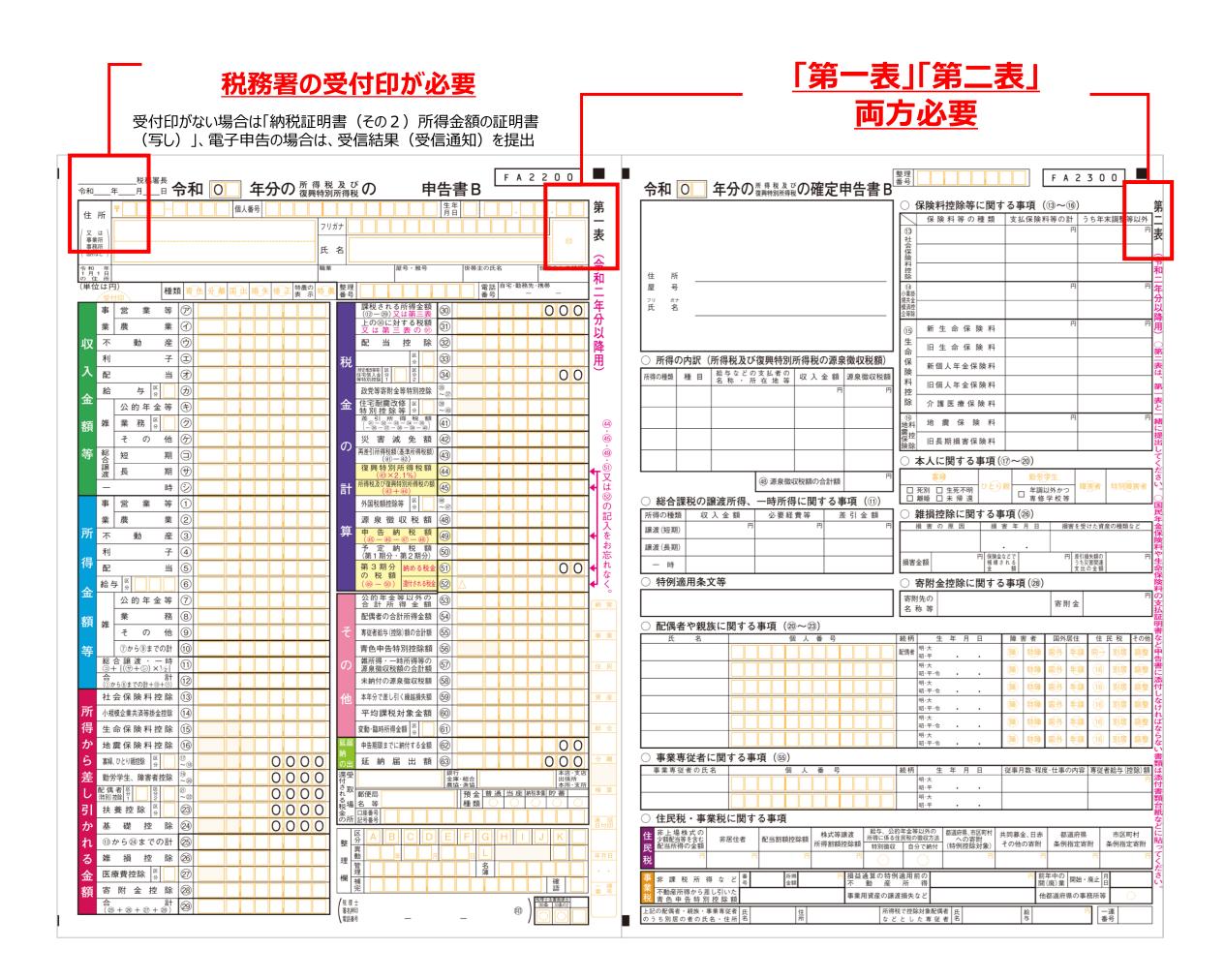
開業届 税務署の受付印あり(または受付結果)

注意事項

- 提出書類が不鮮明でも受付できませんので、添付の際にご注意ください。
- 納税証明書は、「その2(所得金額の証明書)」の写しをご提出ください。「その1」、「その3」等は受付できません。

確定申告書 第一表 第二表

- 確定申告書は「第一表」、「第二表」の両方が必要です。
- 税務署の受付印が押印された直近の確定申告書が必要です。
- 電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合または税務署の受付印がない場合は、「受付結果(受信通知)」または「納税証明書(その2 所得金額の証明書)」(写し)を添付してください。

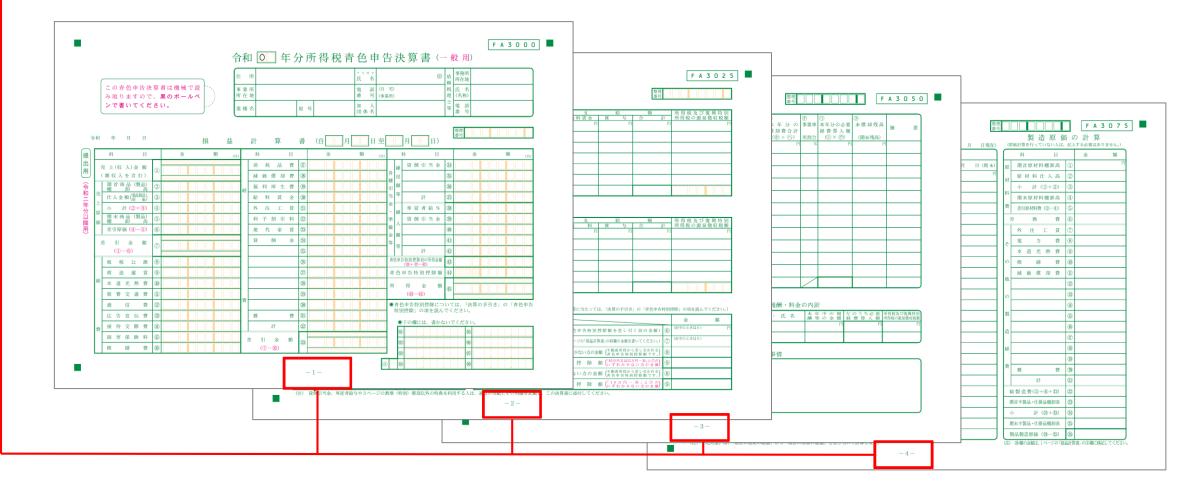


青色申告決算書·収支内訳書

- 所得税青色申告決算書の1面、2面、3面、4面全てが必要です。
- 白色申告の方は、所得税青色申告決算書の代わりに、「収支内訳書の1面、2面」を両方ご提出ください。

<青色申告の方>所得税青色申告決算書

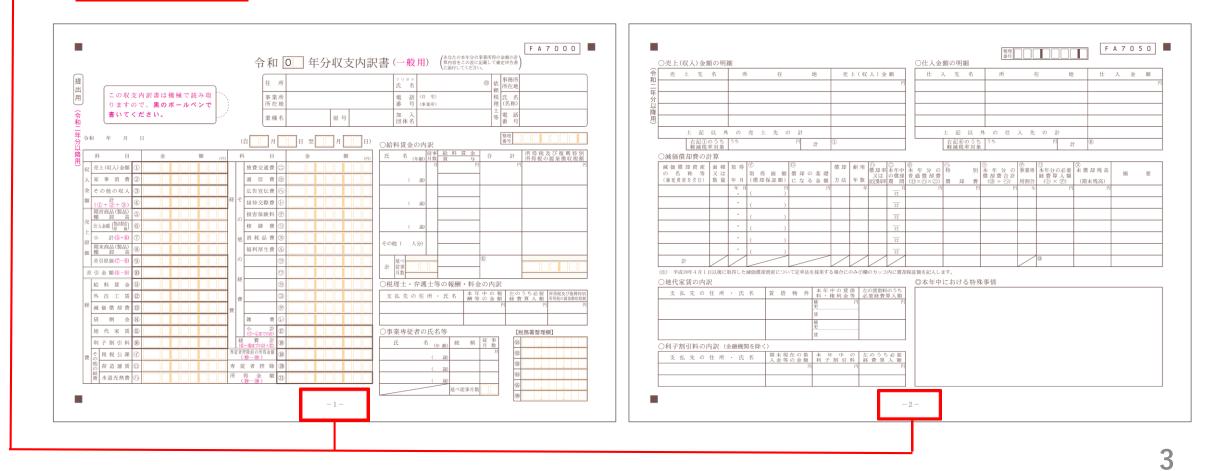
◆1~4面が必要(損益計算書、月別売上金額及び仕入金額、減価償却費、貸借対照表)



- 減価償却費が0円であり、青色申告書3面を作成していない場合は、その旨を書面にてご提出ください。
- 青色申告特別控除額が10万円であり、青色申告書4面を作成していない場合は、その旨を書面にてご提出ください。

<白色申告の方> 収支内訳書

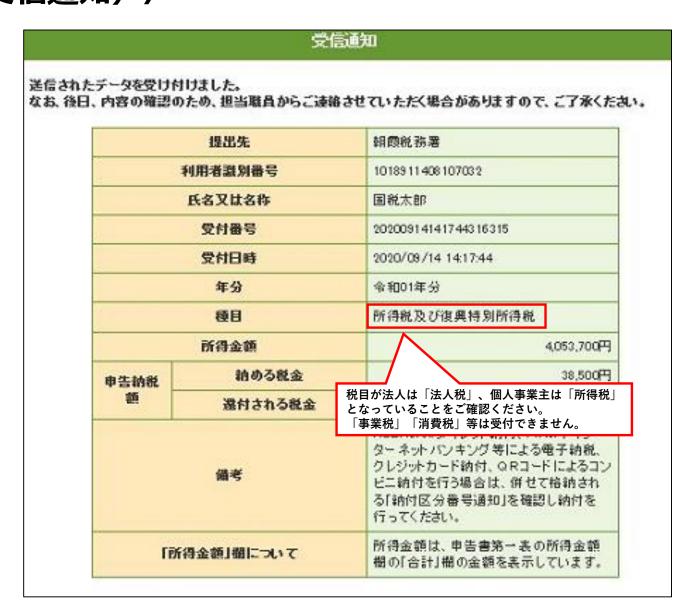
→1・2 面が必要(収入金額・売上原価・経費、売上金額・仕入金額の明細、減価償却費等)



税務署の受付印がない場合に提出する書類

- 税務署の受付印がない場合は、「受付結果(受信通知)」または「納税証明書 (その2:所得金額の証明書)」の写しを添付してください。
- 法人の税目は「法人税」、個人事業主の税目は「所得税」とであることをご確認ください。

〈受付結果(受信通知)〉 電子申告(e-Tax)により確定申告を行った場合



〈納税証明書その2 所得金額の証明書〉 税務署の受付印がない場合

